

記述式演習講座

記述式の実戦力を段階を追って無理なく身につける!

記述式試験は、択一式試験の延長上にあります。ただし、記述式試験を攻略するには、択一式試験の知識や、記述式試験特有の知識をどのように使うかを押さえておかなければ問題は解けません。「記述式演習講座」では、まず基本的な知識の使い方を学ぶために基本的な申請書の作成から

スタートします。徐々に問題のレベル・分量を上げていくことで、無理なく本試験レベルの問題を解くための力を養います。解説レジュメも、問題文の読み取り方、申請すべき登記の確定方法といった点を理解できるようにまとめられていますので、答案を作成する能力を身につけることができます。

問題

<小問1>

平成24年10月15日、司法書士法務太郎は、乙川花子から相続による登記に関する相談を受け、後記〔乙川花子から聴取した内容〕のとおり事情の説明を受けた。

司法書士法務太郎は、乙川花子に対し、後記〔法務太郎の説明の内容〕のとおり説明し、乙川花子の了解を得た。

平成24年12月23日、乙川花子が司法書士法務太郎の事務所を訪れ、平成24年10月15日に法務太郎に教えられたとおりの手続きを済ませ、昨日、改めて遺産分割の協議が成立したことを説明した。そして、司法書士法務太郎に対し、この遺産分割に基づいて申請すべき登記の申請手続について代理することの依頼をした。司法書士法務太郎はこれを受諾し、登記申請に必要な一切の書類の交付を受けた。

翌日、司法書士法務太郎は、管轄登記所に対し、書面を提出する方法により必要な登記の申請を行った。

なお、その他の事実関係については、後記〔事実関係に関する補足事項〕に記載したとおりである。

以上に基つき、後記の問1及び問2に答えなさい。

(初級)基本問題からスタート

まずは、基本的な申請書の作成からスタート。徐々にレベルアップする問題で実力を養成します。

解答解説冊子

解 説

★ 申請すべき登記

<小問1>

- 1 相続による所有権の移転の登記

<小問2>

- 1 所有権の登記名義人の住所の変更の登記
- 2 贈与による所有権の移転の登記

★ 解説

<小問1>について

1 問題文の冒頭

平成24年10月15日、司法書士法務太郎は、乙川花子から相続による登記に関する相談を受け、後記〔乙川花子から聴取した内容〕のとおり事情の説明を受けた。
司法書士法務太郎は、乙川花子に対し、後記〔法務太郎の説明の内容〕のとおり説

出題論点の確認

この問題では何が問題になったか論点を明記。何を申請すべきだったかをまず確認します。

答案作成のポイント!

問題文、別紙のどこに着目し、どのように考えればよいかをしっかりと理解できます。

新宿区高田馬場三丁目15番5号

出生 平成6年9月4日

長男 乙川文雄

乙川花子
相続人 子目15番5号
出生 3月10日

これを見ると、死亡した乙川和夫には、妻の花子、子の良子と文雄がいることが分かる。つまり、この3人が乙川和夫の相続人となる(民8871、890)。

ポイント 相続人(子)の生年月日を見ると、長女の良子は成年者であるが、長男の文雄は平成6年生まれの未成年者である。
→ 重要な情報なので、生年月日のあたりを○で囲むなりして、文雄が未成年者であることを忘れないようにする。

★ 権利変動となすべき登記の把握